

春日市民図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(平成31年4月1日改正)

1 趣旨

この要項は、春日市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

雑誌スポンサー制度は、春日市民図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより、図書館の雑誌購入費を節減し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーは雑誌の購入代金を負担し、購入した雑誌を図書館が雑誌コーナーに配架する。提供雑誌の最新号のカバーの表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、配架位置並びに保存及び廃棄については図書館が決定する。

4 雑誌スポンサーの対象となるもの

雑誌スポンサーは、企業、個人の事業者、公共的団体又はこれに類するものを対象とし、次に掲げるものは、スポンサーの対象としない。なお、広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (2) 春日市暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) 春日市指名停止等の措置に関する規則（平成10年規則第18号）第3条第1項に基づく指名停止の措置を受けているもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

5 広告基準

雑誌スポンサーの広告内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、春日市広告掲載事業要綱（平成19年7月告示第103号）第4条及び春日市広告掲載事業広告掲載基準の3に該当するものは、対象外とする。

6 購入代金を負担する雑誌の選定

雑誌スポンサーは、広告の掲載を希望する雑誌を図書館が作成した「雑誌リスト」から選定する。ただし、「雑誌リスト」に記載されていない雑誌を希望するときは、図書館との協議により選定することができるものとする。

7 広告の期間

広告の期間は、原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中からの場合は当該年度の3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

8 広告の規格・表示方法

- (1) 雑誌（最新号）カバーの表面については、次の規格によりスポンサー名等を表示する。

表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内

貼付位置 最新号カバーの表面に貼り付ける。（平成31年4月1日改正）

- (2) 雑誌（最新号）本体については、次の規格によりスポンサー名等を表示する。

表示の大きさ 縦3cm、横5cm以内

貼付位置 最新号雑誌本体に貼り付ける。（平成31年4月1日改正）

- (3) 雑誌カバーの裏面の広告は、片面印刷のものとし、最大で裏面と同じサイズまでとする。なお、広告は雑誌スポンサーが作成するものとする。

- (4) 配架する雑誌架にスポンサー名を透明ケースに入れて掲示する。

サイズ A4判程度

- (5) 春日市民図書館ホームページに「雑誌スポンサー制度 提供企業・団体一覧」を掲載する。

- (6) 広告内容は、雑誌スポンサーが随時変更できるものとするが、その都度、広告内容の審査を行うものとする。

- (7) 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

9 申込みの受付

申込みは、随時受付とする。

10 申込方法

申込者は、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、図書館に持参し、又はファクシミリ若しくは郵送により提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿

- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）

1 1 雑誌スポンサー及び広告内容の決定

市長は、雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、春日市広告掲載事業要綱及び春日市広告掲載事業広告掲載基準に基づき雑誌スポンサー及び広告の内容を審査し、その結果を雑誌スポンサー申込結果通知書（様式第2号）により申込者に通知する。同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順に決定する。

1 2 提供雑誌購入代金の支払方法

雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる方法により、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは一括前払いとする。価格変動等により代金に過不足が生じた場合は、納入業者等との協議により精算するものとする。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替え、又は廃止するものとする。

1 3 雑誌スポンサーの責務

雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

1 4 指定管理者に関する読替規定

春日市ふれあい文化センター設置条例第10条の2の規定により図書館の管理を指定管理者が行う場合は、要綱に掲げる「市長」を「図書館長」と読み替えて適用する。

附 則

この要項は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。